

令和3年1月8日

保護者 様

墨田区教育委員会  
墨田区立 学校

## 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃より、本区の学校教育にご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨日、国は一都三県を対象に緊急事態宣言を発出し、東京都は緊急事態措置として「人の流れを止めること」を目的に、国や区市町村とも協力を図りながら、都民に対する不要不急の外出自粛等の要請を行いました。区立幼稚園及び小・中学校については、感染防止対策を徹底するとともに、児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導しながら、下記のとおり、学校運営を継続することとしました。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校での感染症対策について、ご協力いただきますようお願いいたします。ただし、今後の感染状況により、変更となる場合があります。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針

(1) 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。

#### 2 児童・生徒等に対する指導

##### (1) 学習活動について

緊急事態宣言の解除される日まで、家庭科における調理実習や音楽における集団での歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動など、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、学校の授業では行いません。

##### (2) 部活動について

- 個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離をおいて活動します。
- 緊急事態宣言の解除される日まで、大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施については中止とします。

##### (3) 学校行事について

- 引き続き、複数学年が同一会場に集まる活動は行いません。
- 校外学習や宿泊行事においては、活動場所までの移動手段及び見学、宿泊場所における感染防止対策が十分に行われる場合は実施します。

ただし、政府より宣言が発令されるとともに、東京都における新規感染者数が数日間のうちに急増している状況を踏まえて中止や変更する場合があります。

### 3 ご家庭での感染症対策について

ウイルスを家庭に持ち込まない行動を意識し、各家庭におかれましても、以下のような感染症対策をご協力願います。

- 3密の回避、正しい手洗い（アルコール消毒等）、咳エチケット（マスク着用等）
- 毎日の検温と健康観察表の記入、お子様の健康管理
- 十分な換気
- 手が触れる場所の消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調不良や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患がある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

### 4 学校での感染症対策について

- (1) お子様と同居のご家族の体調にご留意いただき、「お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある」、「お子様や同居のご家族が濃厚接触者になった」、または「PCR検査を受けることになった」場合は、迅速に学校にご連絡ください。
- (2) お子様や同居の家族が体調不良<sup>1</sup>の場合は、医療機関を受診し、症状が軽快<sup>2</sup>するまでお子様の登校をお控えください。この場合、「欠席」扱いとはしません。
  - 1 体調不良の症状(例)…発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害
  - 2 症状軽快の目安…解熱剤を使用せずに解熱しており、症状が改善傾向であること。
- (3) 登校する際は、お子様に健康観察表、マスク、ティッシュ、ハンカチを持参させてください。
- (4) 登校時に健康観察表でお子様の健康状態を確認します。健康観察表を忘れたり、記入漏れがあると、お子様の健康把握に時間を要するため、必ず記入の上、持参させてください。
- (5) 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者にご連絡しますので、お迎えをお願いします。
- (6) 教室は適切に換気し、多数の手が触れる場所は、毎日消毒を行っています。
- (7) 手洗い、マスクの着用を徹底します。
- (8) 屋外で人と十分な距離が確保できる場合等は、マスクを外すなど、活動の状況や児童生徒等の様子なども踏まえ対応します。

#### 【連絡先】

(学校名) 副校長

電話 平日 午前 時 分から午後 時 分まで

#### 【お問い合わせ】

○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03 - 5608 - 6307

○宿泊行事について

教育委員会事務局学務課事務担当 03 - 5608 - 6303

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 5608 - 6305